

令和7年度立入検査指摘事項報告様式

| 項目 | 保健所名 | 指摘のあった水道事業者数 | 備考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|----|
| 1. 全般について | | | |
| 水道技術管理者は、1日1回以上行う検査について結果を確認すること。また、水道施設の管理及び運営に関し、これらの事務に従事する他の職員を監督すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 水道技術管理者は水道の管理についての技術上の業務を適切に担当すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 水道技術管理者の要件を確認し、速やかに設置すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 2. 水道施設管理について | | | |
| ろ過施設について、蓋に施錠をすること。 | 安芸保健所 | 1 | |
| 配水池について、立入禁止の標識や門柵を設置すること。 | 安芸保健所 | 1 | |
| 敷地内の落ち葉を撤去すること。 | 安芸保健所 | 1 | |
| 配水池敷地内にある設備からの水漏れについて、早急に修繕を行うこと。 | 安芸保健所 | 1 | |
| 浄水場において、柵を設け、配水池の蓋に施錠する等、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されることを防止するため、必要な措置を講じること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 浄水施設において、一部のフェンスに破損が確認されたため、修繕を行うこと。水道施設には、防護柵・施錠・立入禁止表示等を設置すること。また、施設の点検で異常が発見された場合は速やかに修繕を行うこと。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 配水池において、立入禁止表示等を設置すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井には鍵を掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されることを防止するため、必要な措置を講じること。 | 中央西保健所 | 4 | |
| 立入禁止措置（門柵や施錠、標識）がない施設については、設置すること。 | 幡多保健所 | 4 | |
| 受水槽の蓋に施錠がない施設については、設置すること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 取水施設、中継地、配水池等は常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。 | 幡多保健所 | 3 | |
| 原水のクリプトスピリジウム等による汚染のおそれがある施設では、ろ過施設の整備等又は水源対策の措置を講じること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 3. 水質管理について | | | |
| 色、濁りおよび残留塩素について1日1回以上検査を実施し、記録を5年間保管すること。 | 安芸保健所 | 1 | |
| 1日1回以上行う検査について、濁りの検査を実施すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒すること。 | 中央東保健所 | 2 | |
| 毎日検査については、残留塩素濃度(0.1 mg/L以上)、色、濁りについて確認し、記録漏れがないようにすること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 毎日検査については、残留塩素濃度が0.1mg/Lを下回った場合は、直ちに必要の対策を講じること。原因は確認のうえ、記録をすること。 | 中央東保健所 | 1 | |

| | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|--|
| 毎日検査については、残留塩素濃度(0.1 mg/L以上)、色、濁りについて確認し、記録漏れがないようにすること。残留塩素濃度が0.1mg/Lを下回った場合は、直ちに必要な対策を講じること。原因は確認のうえ、記録をすること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 定期的な水質検査については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行うこと。 | 中央西保健所 | 3 | |
| 水道水中のクリプトスポリジウム等対策について、浄水施設の整備期間中においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。 | 中央西保健所 | 2 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・異常を察知した場合は、直ちに原因を究明し復旧させること。 ・健康危害のおそれがある場合は、検査結果を待たずに給水停止や住民への告知を検討すること。 ・迅速に対応できるよう連絡体制、判断基準等を明確にしておくこと。 ・対応記録を残しておくこと。 | 須崎保健所 | 1 | |
| 毎日検査の残留塩素濃度の値に変動がないため、正しく測定されているか確認すること。 | 須崎保健所 | 3 | |
| 給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/l(結合遊離残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう塩素消毒を行うこと。 | 幡多保健所 | 3 | |
| 原水におけるクリプトスポリジウム等のリスクレベルに合わせて、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等および指標菌の検査を実施すること。 | 幡多保健所 | 3 | |
| 土日祝も含めて、毎日の水質検査（色、濁り、消毒の残留効果）を実施すること。 | 幡多保健所 | 4 | |
| 委託先の水質検査の実施状況を確認すること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 原水の指標菌検査及びクリプトスポリジウム等に汚染の恐れのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても水質検査計画に位置づけること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 水質検査の記録を適正に作成すること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 水質に異常が認められた際、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 4. 健康管理について | | | |
| 水道の取水場、浄水場または配水池において業務に従事する者に対して健康診断（検便検査）を実施すること。 | 中央東保健所 | 1 | |
| 水道施設内で業務に従事する者は全員健康診断を実施すること。 | 幡多保健所 | 2 | |
| 5. その他 | | | |
| 浄水施設内の手洗い設備について、使用環境の整備を行うこと。 | 安芸保健所 | 2 | |
| 作業の記録を行うこと。 | 安芸保健所 | 1 | |
| 水道ビジョンを策定すること。 | 幡多保健所 | 4 | |
| 水安全計画策定後の実施検証およびレビューを実施すること。 | 幡多保健所 | 1 | |
| 水道事業等の運営に必要な人材の育成、技術者の確保を行うこと。 | 幡多保健所 | 2 | |